

明憤激遂に自殺すとあり。前記第一通は宛所を缺くといへども、越中松倉の城主河田長親に與へしものなるべし。

是歲。金澤御坊の坊官等、上杉景勝より越中に
出陣を求められたるを謝絶す。

【讀史堂古文書】 羽前

一六三九

蒙仰候趣、具拜見仕候。貴國中逐日御靜謐之由、併御調略不被成御油斷故与存候。仍至越中可有御進發之由、尤令存候。此儀連々所希候。然者、其以前自賀劬可致出勢由示被下候。雖然今般南口敵及行、數日當表令在陣候處、度々遂防戰、每度得勝利故歟、當分雖令開陣、殘黨猶此方手先之城々近邊構陣床、長陣之用意相見候由申來候條、乍存當分越中口出張之儀難成御事候。委曲御使僧見聞候。無疎略之趣、再三不專申入候。隨而七尾不慮之題目、不及是非候。就其末守事、于今無異儀之段、隨分從是申談候故候通被開召届之由、致満足候。然者即向後能劬一統候様可得其意之由、畏存候。聊不存疎

儀候。次大坂へ、謙信御遷化以來未被仰通候間、可被呈御一書之候歟。尤御懇之儀候。雖爲何時賢慮次第、乍憚愚拙具可申上候。委曲紙面之趣、御使僧花藏院へ申顯候條、宜有御披露候。恐々謹言。

(以下斷簡。案するに天正七年三月上杉景勝、景虎を自双せしめ、六月柴田勝家兵を加賀に進め、七月景勝末森城主土肥親眞に今秋越中に出馬すべきを以て金澤御坊の下間頼純等と協力すべきことを命じ、而して八年閏三月金澤御坊陥落す。故にこの文書は七年六月以後にあるべく、七尾不慮の題目といふもの、亦温井・三宅が織田信長に款を通ぜしを指すなるべし。)

天正八年

庚辰

皇紀二二四〇

正月十一日。長連龍、小林圖書助に、その戦功を賞して珠洲郡九里・立壁二萬疋の地を扶持す。

【小林文書】

一六四〇

去々年以來、上下馳走共神妙ニ候。然者久乃利。たてかべ二萬疋之分令扶持候。彌可抽忠孝候。謹言。

天正八年

正月十一日

連龍 在判

小林圖書助殿

(長九郎左衛門が連龍の諱を署したるものこゝに初めて見ゆ。但しその好連の名を改めし年次を知るところを得ず。)

正月十八日。長連龍、小林圖書助に、重ねてその戦功を賞し鹿島郡大呑北庄を扶持す。

【小林文書】

一六四一

去々年以來、上下馳走神妙ニ候。然者大呑北庄令扶持候。彌可抽忠孝候。謹言。

天正八年

正月十八日

連龍 在判

小林圖書助殿

正月十九日。織田信長、長連龍に、重ねて今秋

出勢すべきことを報す。

【長文書】 金澤

一六四二

爲年頭祝儀書狀、殊鹽引十到來、遙々懇志悦入候。仍南方中國屬平均候。來秋者至其面給、即悉可打果候。可被成其意候也。

正月十九日

信長 在印

長九郎左衛門尉殿

(加越能古文叢にこの文書を天正七年かとするものは非なるべし。)

正月廿五日。本願寺坊官下間頼廉、能登の門徒に軍資の寄進を求む。

【本誓寺文書】 鳳至郡

一六四三

態申下候。先々御所様御堅固に御座候。可爲大慶候。此方長々御籠城、諸事御不如意過推量候。殊信長、來三月初至當表、押詰可及行之由必定候。然時御拘様、彌御一大事に相究候。御出城數十ヶ所依有之、御兵糧并玉藥已下萬御拂底之御事候。然ば於其元、不限一紙半錢、此度